

【表紙】

【提出書類】半期報告書

【根拠条文】金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出先】沖縄総合事務局長

【提出日】2024年11月25日

【中間会計期間】第78期中(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

【会社名】株式会社沖縄海邦銀行

【英訳名】THE OKINAWA KAIHO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】取締役頭取 新城 一史

【本店の所在の場所】沖縄県那覇市久茂地 2 丁目 9 番12号

【電話番号】(098)867-2111

【事務連絡者氏名】総合企画部長 高良 彦行

【最寄りの連絡場所】沖縄県那覇市久茂地 2 丁目 9 番12号

【電話番号】(098)867-2111

【事務連絡者氏名】総合企画部長 高良 彦行

【縦覧に供する場所】株式会社沖縄海邦銀行コザ支店
(沖縄県沖縄市上地 1 丁目13番18号)
株式会社沖縄海邦銀行名護支店（やんばる支店内）
(沖縄県名護市字宮里875番地16)
株式会社沖縄海邦銀行宮古支店
(沖縄県宮古島市平良字西里307番地 1)
株式会社沖縄海邦銀行八重山支店
(沖縄県石垣市字登野城 3 番地 1)

(注) 上記の店舗は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありません
が、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度 中間連結 会計期間	2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2022年度	2023年度
		(自2022年 4月1日 至2022年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,323	6,123	6,746	12,555	12,577
連結経常利益	百万円	1,132	1,054	1,701	2,171	2,042
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	1,043	667	1,296	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	1,845	1,287
連結中間包括利益	百万円	711	870	7	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	32	1,257
連結純資産額	百万円	42,375	42,079	43,943	43,035	44,121
連結総資産額	百万円	839,851	784,033	774,718	824,041	788,355
1株当たり純資産額	円	12,482.61	12,395.67	12,946.26	12,676.34	12,997.35
1株当たり中間純利益	円	307.50	196.83	382.38	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	544.17	379.52
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.04	5.36	5.66	5.21	5.59
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	22,042	32,794	14,481	41,643	34,192
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,303	1,939	10,123	13,753	10,535
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	109	97	179	210	192
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	100,833	42,850	49,293	77,681	53,832
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	698 [131]	671 [122]	651 [112]	674 [125]	640 [120]

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第76期中	第77期中	第78期中	第76期	第77期
決算年月		2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2023年 3 月	2024年 3 月
経常収益	百万円	6,314	6,112	6,732	12,504	12,522
経常利益	百万円	1,141	1,062	1,706	2,160	2,028
中間純利益	百万円	1,048	674	1,300	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,837	1,299
資本金	百万円	4,537	4,537	4,537	4,537	4,537
発行済株式総数	千株	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
純資産額	百万円	42,176	41,951	43,557	42,894	43,697
総資産額	百万円	839,838	784,093	774,508	824,058	788,087
預金残高	百万円	756,987	737,412	721,894	738,323	733,801
貸出金残高	百万円	544,824	544,328	555,606	549,558	548,519
有価証券残高	百万円	177,342	180,171	156,807	180,619	168,937
1 株当たり配当額	円	25	25	25	50	75
自己資本比率	%	5.02	5.35	5.62	5.20	5.54
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	689 [131]	662 [122]	642 [112]	665 [125]	631 [120]

(注) 1. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（2024年4月1日～2024年9月30日）における我が国の景気は、物価上昇に一服感が見られるなか、大企業の景況感が総じて良好であり、6月の実質賃金が27ヵ月ぶりにプラスに転じるなど、全体として緩やかに回復しています。

沖縄県内においても、入域観光客数や客室単価が前年比増加する等、観光関連産業が好調に推移していることや、堅調な個人消費により回復傾向が強まりました。

また、2024年7月の金融政策決定会合において、短期金利の政策誘導目標が0.25%に引き上げされたことにより、全国の金融機関で預金金利や貸出基準金利が相次いで引き上げられました。

このような環境の中、当行は第17次中期経営計画「スピード&クイックレスポンス」（計画期間：2022年4月～2025年3月）に基づき、お客さま支援に軸足を置いた活動を継続し、良質な金融サービスを提供することにより、お客さまの課題解決を目指す取組みを実践してまいりました。

その結果、当中間連結会計期間の経営成績は次のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息収入やその他経常収益が増加したことなどから、前年同期比6億22百万円増加の67億46百万円となりました。また、経常費用は預金利息が増加しましたが、営業経費が減少したことなどにより、前年同期比24百万円減少の50億44百万円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比6億47百万円増加の17億1百万円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比6億29百万円増加の12億96百万円となりました。

当中間連結会計期間末の連結財政状態について、総資産は前連結会計年度末比136億37百万円減少の7,747億18百万円、純資産は前連結会計年度末比1億77百万円減少の439億43百万円となりました。

主要勘定として、貸出金は地方公共団体向け貸出が減少しましたが、事業性貸出と個人向け貸出が増加したことにより、前連結会計年度末比70億86百万円増加の5,556億6百万円となりました。

預金は、個人預金は増加しましたが、法人預金および地方公共団体が減少したことなどにより、前連結会計年度末比119億22百万円減少の7,217億31百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比121億29百万円減少の1,567億27百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は50億97百万円、役務取引等収支は2億54百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

部門別にみますと国内業務の資金運用収支は50億97百万円、役務取引等収支は2億79百万円、その他業務収支は0百万円となりました。国際業務の資金運用収支は0百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,197	0	—	5,197
	当中間連結会計期間	5,097	0	—	5,097
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,214	0	0	(0) 5,214
	当中間連結会計期間	5,287	—	0	(0) 5,287
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	17	0	0	(0) 17
	当中間連結会計期間	190	0	0	(0) 190
役務取引等収支	前中間連結会計期間	248	—	25	223
	当中間連結会計期間	279	—	24	254
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	724	—	25	698
	当中間連結会計期間	741	—	24	716
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	475	—	0	475
	当中間連結会計期間	461	—	0	461
その他業務収支	前中間連結会計期間	2	1	—	4
	当中間連結会計期間	0	0	—	0
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	0	0	—	0
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2	1	—	4
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

3. 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は7億16百万円、そのうち預金・貸出業務によるもの2億94百万円、為替業務によるもの2億1百万円となりました。

一方、役務取引等費用は4億61百万円、そのうち為替業務によるもの61百万円となりました。

その結果、役務取引等収支は2億54百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	724	—	25	698
	当中間連結会計期間	741	—	24	716
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	297	—	0	297
	当中間連結会計期間	294	—	—	294
うち為替業務	前中間連結会計期間	200	—	0	200
	当中間連結会計期間	201	—	0	201
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	52	—	—	52
	当中間連結会計期間	52	—	—	52
うち代理業務	前中間連結会計期間	91	—	25	66
	当中間連結会計期間	69	—	24	44
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	5	—	—	5
	当中間連結会計期間	5	—	—	5
うち保証業務	前中間連結会計期間	5	—	—	5
	当中間連結会計期間	10	—	—	10
役務取引等費用	前中間連結会計期間	475	—	0	475
	当中間連結会計期間	461	—	0	461
うち為替業務	前中間連結会計期間	58	—	0	58
	当中間連結会計期間	61	—	0	61

(注) 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	737,338	74	183	737,228
	当中間連結会計期間	721,824	70	162	721,731
うち流動性預金	前中間連結会計期間	552,902	65	93	552,873
	当中間連結会計期間	550,174	61	72	550,164
うち定期性預金	前中間連結会計期間	183,385	—	90	183,295
	当中間連結会計期間	170,064	—	90	169,974
うちその他	前中間連結会計期間	1,050	8	—	1,059
	当中間連結会計期間	1,584	8	—	1,593

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門				
製造業	18,235	3.35	20,853	3.75
農業，林業	2,262	0.41	2,322	0.41
漁業	357	0.06	680	0.12
鉱業，採石業，砂利採取業	279	0.05	328	0.05
建設業	43,031	7.90	42,810	7.70
電気・ガス・熱供給・水道業	5,246	0.96	8,104	1.45
情報通信業	3,109	0.57	4,613	0.83
運輸業，郵便業	11,515	2.11	12,152	2.18
卸売業，小売業	42,917	7.88	45,494	8.18
金融業，保険業	10,238	1.88	11,627	2.09
不動産業，物品賃貸業	232,923	42.79	233,519	42.03
各種サービス業	76,424	14.04	80,158	14.42
地方公共団体	24,077	4.42	18,884	3.39
その他	73,706	13.54	74,049	13.32
合計	544,328	100.00	555,606	100.00

(注) 国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分については、該当事項ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前年同期比64億42百万円増加の492億93百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少、貸出金の増加などにより、144億81百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還などにより101億23百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより1億79百万円の支出となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結自己資本比率 (2 / 3)	9.36
2. 連結における自己資本の額	446
3. リスク・アセットの額	4,769
4. 連結総所要自己資本額	190

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 自己資本比率 (2 / 3)	9.36
2. 単体における自己資本の額	446
3. リスク・アセットの額	4,772
4. 単体総所要自己資本額	190

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	16
危険債権	73	68
要管理債権	70	66
正常債権	5,313	5,435

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
第1回A種優先株式	500,000
第2回A種優先株式	500,000
計	6,000,000

(注)「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能株式総数の合計とは一致していません。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,400,000	3,400,000	該当ありません	(注)1
計	3,400,000	3,400,000	—	—

(注)1 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2024年9月30日	—	3,400	—	4,537	—	3,219

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
西平経史	沖縄県那覇市	257	7.58
沖縄土地住宅株式会社	沖縄県那覇市泉崎1丁目21番13号	205	6.06
沖縄海邦銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号	164	4.85
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	137	4.06
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	137	4.05
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	134	3.96
比嘉良雄	沖縄県那覇市	127	3.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	117	3.46
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	101	2.98
中央産業株式会社	沖縄県那覇市壺川3丁目1番19	67	1.99
計	—	1,451	42.78

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,360,000	33,600	—
単元未満株式	普通株式 31,500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,400,000	—	—
総株主の議決権	—	33,600	—

(注) 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式53株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 当行	那覇市久茂地2丁目9 番12号	8,500	—	8,500	0.25
計	—	8,500	—	8,500	0.25

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書き後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書き後段の規定に基づき、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	54,241	49,726
有価証券	1, 2, 4 168,857	1, 2, 4 156,727
貸出金	2, 3, 5 548,519	2, 3, 5 555,606
その他資産	2, 4 7,006	2, 4 2,040
有形固定資産	6 8,034	6 7,963
無形固定資産	485	561
退職給付に係る資産	1,318	1,334
繰延税金資産	642	1,142
支払承諾見返	2 2,657	2 2,630
貸倒引当金	3,408	3,014
資産の部合計	788,355	774,718
負債の部		
預金	733,653	721,731
借入金	4 5,000	-
その他負債	2,087	5,616
賞与引当金	324	324
退職給付に係る負債	295	300
役員退職慰労引当金	139	110
偶発損失引当金	76	60
支払承諾	2,657	2,630
負債の部合計	744,234	730,774
純資産の部		
資本金	4,537	4,537
資本剰余金	3,219	3,219
利益剰余金	36,533	37,661
自己株式	29	30
株主資本合計	44,261	45,387
その他有価証券評価差額金	490	1,760
退職給付に係る調整累計額	312	279
その他の包括利益累計額合計	178	1,481
非支配株主持分	38	37
純資産の部合計	44,121	43,943
負債及び純資産の部合計	788,355	774,718

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
経常収益	6,123	6,746
資金運用収益	5,214	5,287
(うち貸出金利息)	4,716	4,767
(うち有価証券利息配当金)	447	440
役務取引等収益	698	716
その他業務収益	-	0
その他経常収益	¹ 210	¹ 742
経常費用	5,069	5,044
資金調達費用	17	190
(うち預金利息)	27	173
役務取引等費用	475	461
その他業務費用	4	-
営業経費	² 4,390	² 4,248
その他経常費用	³ 182	³ 144
経常利益	1,054	1,701
特別損失	30	0
固定資産処分損	30	0
減損損失	⁴ 0	-
税金等調整前中間純利益	1,023	1,701
法人税、住民税及び事業税	264	362
法人税等調整額	92	43
法人税等合計	357	405
中間純利益	665	1,295
非支配株主に帰属する中間純損失()	1	0
親会社株主に帰属する中間純利益	667	1,296

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
中間純利益	665	1,295
その他の包括利益	1,536	1,302
其他有価証券評価差額金	1,532	1,270
退職給付に係る調整額	4	32
中間包括利益	870	7
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	869	6
非支配株主に係る中間包括利益	1	0

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,537	3,219	35,416	28	43,144
当中間期変動額					
剰余金の配当			84		84
親会社株主に帰属する中間純利益			667		667
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	582	0	582
当中間期末残高	4,537	3,219	35,999	28	43,727

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	165	19	145	35	43,035
当中間期変動額					
剰余金の配当					84
親会社株主に帰属する中間純利益					667
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,532	4	1,536	1	1,538
当中間期変動額合計	1,532	4	1,536	1	956
当中間期末残高	1,697	14	1,682	34	42,079

当中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,537	3,219	36,533	29	44,261
当中間期変動額					
剰余金の配当			169		169
親会社株主に帰属する中間純利益			1,296		1,296
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,127	0	1,126
当中間期末残高	4,537	3,219	37,661	30	45,387

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	490	312	178	38	44,121
当中間期変動額					
剰余金の配当					169
親会社株主に帰属する中間純利益					1,296
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,270	32	1,302	0	1,303
当中間期変動額合計	1,270	32	1,302	0	177
当中間期末残高	1,760	279	1,481	37	43,943

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,023	1,701
減価償却費	364	257
減損損失	0	-
貸倒引当金の増減()	73	393
偶発損失引当金の増減()	2	16
賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	7	15
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2	5
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14	28
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	6	-
資金運用収益	5,214	5,287
資金調達費用	17	190
有価証券関係損益()	190	308
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	30	0
貸出金の純増()減	5,229	7,086
預金の純増減()	940	11,922
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	36,000	5,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	31	23
資金運用による収入	5,433	5,586
資金調達による支出	33	97
その他	2,259	8,282
小計	32,492	14,156
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	301	324
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,794	14,481
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	7,883	1,722
有価証券の売却による収入	1,690	772
有価証券の償還による収入	4,454	11,342
有形固定資産の取得による支出	63	74
有形固定資産の売却による収入	18	-
有形固定資産の除却による支出	32	-
その他	123	195
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,939	10,123
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	84	169
リース債務の返済による支出	11	9
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	97	179
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	34,830	4,539
現金及び現金同等物の期首残高	77,681	53,832
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 42,850	1 49,293

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社
子会社名
株式会社海邦総研

2 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連会社 1社
会社名 ゆいパートナーサービス株式会社

持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 1社

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物：定額法を採用しております。

その他：定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「未保全額」という。）を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者については、回収可能額を個別に見積り、必要と認める額を計上し、それ以外の債務者については、未保全額に3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したものを乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は375百万円(前連結会計年度末は352百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生していると見込まれる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の事業年度において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間連結会

計期間の期首から適用しております。

なお、この変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
株式	5百万円	5百万円

2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,219百万円	1,603百万円
危険債権額	7,093百万円	6,818百万円
三月以上延滞債権額	—百万円	—百万円
貸出条件緩和債権額	8,100百万円	6,638百万円
合計額	16,413百万円	15,060百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1,158百万円	481百万円

- 4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	20,558百万円	20,293百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	5,000百万円	―百万円

上記のほか、為替決済、公金収納等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	―百万円	5,918百万円
その他資産	5,000百万円	―百万円
保証金	7百万円	2百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
保証金	159百万円	162百万円

- 5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	39,957百万円	37,033百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	39,957百万円	37,033百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 6 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	8,016百万円	8,173百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
償却債権取立益	2百万円	8百万円
貸倒引当金戻入益	―百万円	368百万円
株式等売却益	190百万円	308百万円

2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
給料・手当	1,846百万円	1,883百万円
退職給付費用	62百万円	14百万円
計算委託料	612百万円	604百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
貸出金償却	6百万円	63百万円
貸倒引当金繰入額	80百万円	―百万円
偶発損失引当金繰入額	2百万円	―百万円

4 減損損失

前中間連結会計期間(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)

営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
沖縄県八重瀬町	営業用店舗 1 か所	事業用動産	0百万円

営業用店舗について最小区分である営業店単位（出張所については母店に含めております）でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社は各社毎にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算出しております。

当中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,400	—	—	3,400	
合 計	3,400	—	—	3,400	
自己株式					
普通株式	7	0	—	8	
合 計	7	0	—	8	

(注) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 200株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	84	25	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	84	利益剰余金	25	2023年9月30日	2023年12月11日

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,400	—	—	3,400	
合 計	3,400	—	—	3,400	
自己株式					
普通株式	8	0	—	8	
合 計	8	0	—	8	

(注) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 250株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	169	50	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	84	利益剰余金	25	2024年9月30日	2024年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	43,256百万円	49,726百万円
普通預け金	360百万円	395百万円
郵便貯金	45百万円	36百万円
現金及び現金同等物	42,850百万円	49,293百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として、店舗及びシステム関連機器であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

2 リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金、借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	166,831	166,831	—
その他有価証券	166,831	166,831	—
(2) 貸出金	548,519		
貸倒引当金（＊）	3,371		
	545,148	546,029	881
資産計	711,980	712,861	881
(1) 預金	733,653	733,671	17
負債計	733,653	733,671	17

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2024年９月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	154,759	154,759	—
その他有価証券	154,759	154,759	—
(2) 貸出金	555,606		
貸倒引当金（＊）	2,976		
	552,630	555,457	2,827
資産計	707,389	710,216	2,827
(1) 預金	721,731	721,643	88
負債計	721,731	721,643	88

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当中間連結会計期間 (2024年９月30日)
非上場株式（＊１）（＊２）	1,852	1,849
組合出資金（＊３）	173	118
合 計	2,025	1,968

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

（＊３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	65,020	56,015	—	121,035
社債	—	34,288	—	34,288
株式	4,372	—	—	4,372
その他	7,134	—	—	7,134
資産計	76,527	90,304	—	166,831

当中間連結会計期間（2024年９月30日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	62,679	49,640	—	112,319
社債	—	31,510	—	31,510
株式	3,790	—	—	3,790
その他	7,139	—	—	7,139
資産計	73,608	81,150	—	154,759

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	546,029	546,029
資産計	—	—	546,029	546,029
預金	—	733,671	—	733,671
負債計	—	733,671	—	733,671

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	555,457	555,457
資産計	—	—	555,457	555,457
預金	—	721,643	—	721,643
負債計	—	721,643	—	721,643

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとして市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、信用リスクを反映させて将来キャッシュ・フローを見積もり、無リスク金利で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。これらについてはレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについてはレベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

１ 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

２ その他有価証券

前連結会計年度(2024年 3 月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	4,362	2,613	1,748
	債券	14,866	14,805	61
	国債	5,517	5,498	19
	地方債	5,213	5,199	13
	短期社債	—	—	—
	社債	4,135	4,107	28
	その他	6,761	4,624	2,137
	小計	25,990	22,044	3,946
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	10	13	2
	債券	140,457	145,155	4,697
	国債	59,502	63,794	4,292
	地方債	50,801	50,999	197
	短期社債	—	—	—
	社債	30,153	30,361	207
	その他	372	388	15
	小計	140,840	145,556	4,716
合計		166,831	167,601	769

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	3,336	1,992	1,343
	債券	9,565	9,537	27
	国債	4,105	4,097	7
	地方債	2,302	2,299	2
	短期社債	—	—	—
	社債	3,157	3,140	16
	その他	6,061	4,253	1,808
	小計	18,962	15,784	3,178
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	454	508	54
	債券	134,264	139,905	5,641
	国債	58,573	63,647	5,073
	地方債	47,337	47,657	319
	短期社債	—	—	—
	社債	28,353	28,600	247
	その他	1,077	1,130	52
	小計	135,796	141,544	5,748
合計		154,759	157,328	2,569

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落している場合、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、過去一定期間の時価の状況や発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	769
その他有価証券	769
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	278
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	490
(-)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	490

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	2,569
その他有価証券	2,569
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	808
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,760
(-)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,760

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	74百万円	73百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	4百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	2百万円	—百万円
期末残高	73百万円	78百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	6,123	6,746
うち役務取引等収益	698	716
預金・貸出業務	297	294
為替業務	200	201
証券関連業務	52	52
代理業務	66	44
その他	82	123

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,716	637	769	6,123

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,767	749	1,229	6,746

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
1 株当たり純資産額		12,997円35銭	12,946円26銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	44,121	43,943
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	38	37
(うち非支配株主持分)	百万円	38	37
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	44,083	43,906
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	3,391	3,391

2 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
1 株当たり中間純利益		196円83銭	382円38銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	667	1,296
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	667	1,296
普通株式の期中平均株式数	千株	3,392	3,391

(注) なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	54,241	49,726
有価証券	1, 2, 4 168,937	1, 2, 4 156,807
貸出金	2, 3, 5 548,519	2, 3, 5 555,606
その他資産	2 6,962	2 2,023
その他の資産	4 6,962	4 2,023
有形固定資産	8,034	7,963
無形固定資産	485	561
前払年金費用	882	943
繰延税金資産	774	1,260
支払承諾見返	2 2,657	2 2,630
貸倒引当金	3,408	3,014
資産の部合計	788,087	774,508
負債の部		
預金	733,801	721,894
借入金	4 5,000	-
その他負債	2,088	5,625
未払法人税等	311	357
リース債務	141	137
資産除去債務	73	78
その他の負債	1,562	5,052
賞与引当金	321	321
退職給付引当金	305	309
役員退職慰労引当金	138	110
偶発損失引当金	76	60
支払承諾	2,657	2,630
負債の部合計	744,389	730,951
純資産の部		
資本金	4,537	4,537
資本剰余金	3,219	3,219
資本準備金	3,219	3,219
利益剰余金	36,460	37,592
利益準備金	4,537	4,537
その他利益剰余金	31,922	33,054
別途積立金	28,895	29,395
事務機械化準備金	400	400
圧縮記帳積立金	20	20
繰越利益剰余金	2,606	3,238
自己株式	29	30
株主資本合計	44,188	45,318
その他有価証券評価差額金	490	1,760
評価・換算差額等合計	490	1,760
純資産の部合計	43,697	43,557
負債及び純資産の部合計	788,087	774,508

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
経常収益	6,112	6,732
資金運用収益	5,214	5,287
(うち貸出金利息)	4,716	4,767
(うち有価証券利息配当金)	447	440
役務取引等収益	683	700
その他業務収益	-	0
その他経常収益	¹ 214	¹ 743
経常費用	5,049	5,025
資金調達費用	17	190
(うち預金利息)	27	173
役務取引等費用	474	460
その他業務費用	4	-
営業経費	² 4,384	² 4,242
その他経常費用	³ 169	³ 132
経常利益	1,062	1,706
特別損失	30	0
税引前中間純利益	1,032	1,706
法人税、住民税及び事業税	264	361
法人税等調整額	92	43
法人税等合計	357	405
中間純利益	674	1,300

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					別途積立金	事務機械化 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,537	3,219	3,219	4,537	28,395	400	21	1,975	35,330
当中間期変動額									
剰余金の配当								84	84
別途積立金の積立					500			500	-
圧縮記帳積立金の取崩							0	0	-
中間純利益								674	674
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	500	-	0	90	589
当中間期末残高	4,537	3,219	3,219	4,537	28,895	400	21	2,066	35,920

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	28	43,059	165	165	42,894
当中間期変動額					
剰余金の配当		84			84
別途積立金の積立		-			-
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
中間純利益		674			674
自己株式の取得	0	0			0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			1,532	1,532	1,532
当中間期変動額合計	0	589	1,532	1,532	942
当中間期末残高	28	43,648	1,697	1,697	41,951

当中間会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					別途積立金	事務機械化 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,537	3,219	3,219	4,537	28,895	400	20	2,606	36,460
当中間期変動額									
剰余金の配当								169	169
別途積立金の積立					500			500	-
圧縮記帳積立金の取崩							0	0	-
中間純利益								1,300	1,300
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純 額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	500	-	0	631	1,131
当中間期末残高	4,537	3,219	3,219	4,537	29,395	400	20	3,238	37,592

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29	44,188	490	490	43,697
当中間期変動額					
剰余金の配当		169			169
別途積立金の積立		-			-
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
中間純利益		1,300			1,300
自己株式の取得	0	0			0
株主資本以外の項目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純 額)			1,270	1,270	1,270
当中間期変動額合計	0	1,130	1,270	1,270	139
当中間期末残高	30	45,318	1,760	1,760	43,557

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物：定額法を採用しております。

その他：定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下、「未保全額」という。)を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者については、回収可能額を個別に見積り、必要と認める額を計上し、それ以外の債務者については、未保全額に3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したものを乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は375百万円(前事業年度末は352百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると見込まれる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

7 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8 ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間会計期間の期首から適用しております。

なお、この変更による中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	85百万円	85百万円

- 2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,219百万円	1,603百万円
危険債権額	7,093百万円	6,818百万円
三月以上延滞債権額	—百万円	—百万円
貸出条件緩和債権額	8,100百万円	6,638百万円
合計額	16,413百万円	15,060百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
1,158百万円	481百万円

4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	20,558百万円	20,293百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	5,000百万円	―百万円

上記のほか、為替決済、公金収納等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
有価証券	―百万円	5,918百万円
その他の資産	5,000百万円	―百万円
保証金	7百万円	2百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
保証金	159百万円	162百万円

5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
融資未実行残高	39,957百万円	37,033百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	39,957百万円	37,033百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
償却債権取立益	2百万円	8百万円
貸倒引当金戻入益	―百万円	368百万円
株式等売却益	190百万円	308百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
有形固定資産	162百万円	159百万円
無形固定資産	201百万円	97百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
貸出金償却	6百万円	63百万円
貸倒引当金繰入額	80百万円	―百万円
偶発損失引当金繰入額	2百万円	―百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年 3 月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間(2024年 9 月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当中間会計期間 (2024年 9 月30日)
子会社株式	80	80
関連会社株式	5	5
合計	85	85

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2024年11月11日開催の取締役会において、第78期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	84百万円
1株当たりの中間配当金	25円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

株式会社 沖縄海邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 島 昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 口 輝 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社沖縄海邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄海邦銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク

に対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

株式会社 沖縄海邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 島 昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 口 輝 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社沖縄海邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄海邦銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。